

行政監査結果報告

神戸市監査委員	近 谷 衛 一
同	片 岡 雄 作
同	安 達 和 彦
同	池田りんたろう

地方自治法第199条第2項の規定に基づき実施した平成19年度行政監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査のテーマ

「貸付金」について

地方公共団体が貸付を行うことに関して法令上の規制は設けられていないが、貸付の運用によっては補助金の交付と同様の効果をもたらし、市の財政に直接の影響を及ぼすことになる。近年、他都市において、貸付先である第3セクター等の経営破綻により、貸付金の回収が不可能になる事例が生じている。また、個人や事業主に対する貸付については、早期に回収できなかったものが長期間滞留する傾向にある。このような現状を踏まえ、特定の事業者に対しては貸付の必要性、有効性及び償還可能性について厳密な検証が行われているか、個人や事業主に対する直接貸付については滞納を予防する措置を講じ、納期に弁済がなされなかった場合は、速やかに効率的な債権保全手続が行われているかを検証し、その問題点や課題を明らかとするため、今回のテーマを選定した。

2 監査の対象

各局室区において、一般会計、特別会計及び企業会計において、平成18年度当初若しくは年度末に貸付金残高が存在するもの及び平成18年度中に貸付金として支出し又は貸付金返還金として収入したもののについて監査を行った。ただし、局室区間及び会計間の貸付は対象外とした。

3 監査の方法及び着眼点

- (1) 貸付金事務の現状を把握するため、各局室区に対し、監査対象の貸付金についての調査を実施した。

【調査項目】

- ① 貸付の目的、根拠法令、発足年月、廃止年月
- ② 貸付の対象、金額、期間、利率、償還方法、担保方法
- ③ 貸付の態様（直接・間接）
- ④ 貸付の実績（件数及び金額）
- ⑤ 返済の状況（収入済額、収入未済額、不納欠損額、免除等）
- ⑥ 制度周知の方法

- (2) 調査に基づき、関係書類の調査とともに、担当職員に対する質問等により事務処理を聴取した。

【主な着眼点】

- ① 貸付の目的は適正か。
- ② 貸付は法令・要綱等に従い適正に行われているか。
- ③ 契約書類は適正に作成されているか。
- ④ 債権管理台帳などの帳票は適正に記録・管理されているか。
- ⑤ 償還は計画どおり行われているか。
- ⑥ 滞納者に対し、督促や強制執行その他保全及び取立に必要な措置をとっているか。
- ⑦ 債権の徴収停止、履行期限の延長及び債務の免除は適正に行われているか。
- ⑧ 不納欠損処分その他の会計処理は適正に行われているか。
- ⑨ 貸付制度は有効に活用されているか。
- ⑩ 外郭団体等への貸付について、十分な情報開示が行われているか。

4 監査の期間

平成 19 年 8 月 20 日～平成 20 年 3 月 17 日

5 調査の結果

(1) 貸付金の概要

今回の行政監査の対象となった貸付（制度）は 96 制度である。このうち平成 18 年度当初の時点で、既に制度が廃止されていたものが 16 制度、存続していたものは 31 制度、特定団体への貸付が 49 制度あった。

貸付金は、目的や貸付方法等が多岐にわたり、全てに一律の基準を適用できないことから、個人や事業者に対する直接貸付である「個人等への貸付」、金融機関との協調融資である「制度融資」、外郭団体等への貸付である「特定団体への貸付」の 3 類型に分類して、その分析を行った。

類型別にみると、個人等への貸付が 21 制度、制度融資が 26 制度、特定団体への貸付が 49 制度となっている。

第 1 表 平成 18 年度貸付金の状況

	存続	廃止	団体貸付	計
個人等への貸付	9	12	—	21
制度融資	22	4	—	26
特定団体への貸付	—	—	49	49
計	31	16	49	96

① 局別貸付金の状況

貸付制度の所管局は 13 局あり、平成 18 年度の局別の状況については、第 2 表のとおりである。

全市では 47 制度で貸付を行い、貸付金額合計は 678 億 9,249 万円であり、償還については、67 制度、償還金額合計は 733 億 3,509 万円である。不納欠損額は 1,391 万円、免除額は 6 億 9,404 万円となっている。

局別に見ると、貸付・償還ともに、中小企業融資を実施している産業振興局がもっとも大きく、次いで学校施設整備資金を貸し付けている教育委員会事務局が大きい。

平成 18 年度に不納欠損処理を行っているのは、保健福祉局では同和更生資金貸付、建設局では既成宅地防災工事貸付金、都市計画総局では住宅新築資金等貸付である。

平成 18 年度に免除を行っているのは、保健福祉局では災害援護資金貸付と看護学生修学資金貸与、教育委員会事務局では地域改善対策奨学金である。

（制度別の状況については、後記する「イ 制度別の概要」を参照）

第2表 平成18年度 所管局別貸付金の状況（千円）

	制度数	貸付金額		償還金額		不納欠損	免除
企画調整局	3	(2)	686,000	(2)	576,965	0	0
市民参画推進局	10	(4)	2,380,000	(4)	2,410,536	0	0
国際文化観光局	5	(5)	3,529,200	(5)	3,552,125	0	0
保健福祉局	25	(10)	3,299,946	(15)	3,593,654	6,064	668,389
環境局	2	(2)	105,220	(2)	105,228	0	0
産業振興局	14	(11)	36,728,676	(14)	37,063,678	0	0
建設局	6	(3)	1,830,229	(3)	1,831,152	1,490	0
都市計画総局	11	(5)	4,788,371	(8)	4,800,965	6,360	0
みなと総局	10	(2)	1,102,500	(7)	5,712,619	0	0
消防局	3	(1)	1,097,250	(2)	1,154,500	0	0
水道局	3	(1)	200,000	(1)	200,190	0	0
交通局	1	(0)	0	(1)	131,800	0	0
教育委員会事務局	3	(1)	12,145,106	(3)	12,201,679	0	25,651
計	96	(47)	67,892,498	(67)	73,335,091	13,914	694,040

※ 貸付金額、償還金額の（ ）は平成18年度に貸付及び償還を行った貸付制度数

② 会計別貸付金の状況

平成18年度の会計別貸付金額、償還金額は第3表のとおりである。

第3表 平成18年度貸付金 会計別内訳（千円）

	制度数	貸付金額		償還金額		不納欠損	免除
一般会計	73	(39)	65,045,956	(52)	65,637,518	13,914	675,736
特別会計	5	(3)	1,516,168	(3)	1,593,625	0	0
企業会計	18	(5)	1,330,374	(12)	6,103,948	0	18,304
計	96	(47)	67,892,498	(67)	73,335,091	13,914	694,040

※ 貸付金額、償還金額の（ ）は平成18年度に貸付及び償還を行った貸付制度数

一般会計における貸付金額は650億4,595万円で、一般会計歳出合計7,071億8,158万円に占める割合は9.2%、また償還金額は656億3,751万円で、一般会計歳入合計7,201億2,737万円に占める割合は9.1%となっている。

特別会計における貸付金額は15億1,616万円で、特別会計（公債会計を除く15会計）の歳出額合計4,181億3,739万円に占める割合は0.4%、また償還金額は15億9,362万円で、特別会計歳入合計4,247億8,938万円に占める割合は0.4%となっている。

企業会計は貸付金額13億3,037万円、償還金額61億394万円である。その会計別の分布は、下水道会計が2制度、港湾事業会計が8制度、新都市整備事業会計が2制度、

病院会計が 2 制度，高速鉄道事業会計が 1 制度，水道事業会計が 2 制度，工業用水道事業会計が 1 制度となっている。

③ 貸付金の根拠

貸付の根拠が法令・条例に基づくものは 21 制度，市が定めた要綱等（要領含む）に基づくものは 36 制度，契約書等（協定書，覚書等含む）のみによるものは 37 制度，貸付当時の根拠書類が確認できなかったものが 2 制度あった。根拠書類を確認できなかったものは，昭和 56 年に中央区で起こった脇浜海岸通火災被災者に対する生活支援資金である住宅移転資金貸付，昭和 30 年代に兵庫県住宅供給公社に貸し付けた賃貸住宅建設資金貸付である。

個人や事業主に対する貸付及び制度融資として貸付するものについては，法令，条例又は要綱等のいずれかに基づいており，特定団体への貸付については，法令に基づくものの 5 制度，要綱等を作成していたもの 6 制度で，37 制度については 2 者間の契約書等のみで行っていた。

第 4 表 貸付金の根拠

	法令・条例	要綱等	契約書等のみ	根拠書類を確認できなかったもの	計
個人等への貸付	13	7	0	1	21
制度融資	3	23	0	0	26
特定団体への貸付	5	6	37	1	49
計	21	36	37	2	96

(2) 類型別集計結果

累計別の貸付状況は第 5 表のとおりである。

第 5 表 平成 18 年度貸付金 類型別の状況（千円）

類 型	制度数	貸付金額		償還金額		不納欠損	免除
個人等への貸付	21	(5)	351,224	(14)	1,993,594	12,424	694,040
制度融資	26	(15)	29,871,744	(14)	29,801,808	1,490	0
特定団体貸付	49	(27)	37,669,530	(39)	41,539,689	0	0
計	96	(47)	67,892,498	(67)	73,335,091	13,914	694,040

※1 貸付金額，償還金額の（ ）は平成 18 年度に貸付及び償還を行った貸付制度数

※2 制度融資に係る不納欠損額は既成宅地防災工事貸付金（建設局）で，制度融資開始以前に市から直接貸し付けていたもの。

① 個人等への貸付

ア 個人等への貸付の概要

監査対象となったものは21制度あるが、制度として存続しているものは9制度で、そのうち、平成18年度に貸付を行ったものは5制度、貸付額は3億5,122万円である。また、既に制度として廃止されており、償還事務のみが行われているものは12制度である。そのうち、昭和36, 42, 56年に災害被害者に対して貸し付けたが、書類等が残っていないため詳細が不明のまま貸付残高が残っているものが2制度（世帯更生資金貸付、住宅移転資金貸付）あった。

第6表 個人等への貸付 監査対象の内訳

今回の監査対象	21 制度
存続	9 制度
廃止 (うち詳細が不明なもの)	12 制度 (2 制度)

平成18年度の局別の状況については、第7表のとおりである。

貸付金額は5制度、3億5,122万円で貸付金額全体に占める割合は0.5%となっている。償還金額は14制度、19億9,359万円で貸付金返還金全体の2.7%である。

第7表 平成18年度個人等への貸付の局別状況（千円）

	制度数	貸付金額		償還金額		不納欠損	免除
市民参画推進局	1	(0)	0	(0)	0	0	0
保健福祉局	15	(4)	329,326	(10)	1,761,082	6,064	668,389
建設局	2	(1)	21,898	(1)	21,192		
都市計画総局	1	(0)	0	(1)	154,747	6,360	
教育委員会事務局	2	(0)	0	(2)	56,573		25,651
計	21	(5)	351,224	(14)	1,993,594	12,424	694,040

※ 貸付金額、償還金額の（ ）は平成18年度に貸付及び償還を行った貸付制度数

収納状況は第8表のとおりである。調定額に占める滞納繰越分の割合が97.5%と高くなっていることから、全体の収納率は8.0%となっている。滞納繰越分が増加している要因として、調定金額の大きい災害援護資金貸付の定期償還が18年4月で終わったこと、貸付金は私法上の債権であり時効による債権の消滅には債務者からの援用が必要であると解されていること、予算や人的な制約から、滞納繰越分に対する効果的な収納対策を行うだけの体制が整っていない所管もあることなどがあげられる。

第 8 表 個人等への貸付の収納状況（千円）

調定額	収入額	不納欠損額	収入未済	収納率	債 権
21,637,885 (21,099,459)	1,723,458	12,424	19,902,003	8.0%	3,826,304

※1 要保護者緊急援護資金貸付、看護学生修学資金貸与は調定額が未算定、水洗化資金貸付については、滞納繰越調定額が未算定のため、集計から除いた。

※2 債権は未調定分の貸付残額である。

※3 調定額下段（ ）内は滞納繰越分調定額で調定額全体の 97.5%である。

イ 貸付制度別の概要

貸付制度別の概要は以下のとおりである。

（ア）災害援護資金貸付（平成 7 年度～）

平成 6 年度阪神・淡路大震災、平成 10 年度湊川水害の被害者に対し、生活再建資金の貸付を行った。貸付原資のうち、2／3は国からの無利子貸付金であり、国への最初の償還期限は平成 18 年 5 月であったが、平成 18 年 1 月に関係政令の改正があり、支払猶予制度による国への償還期限の 5 年延長が認められている。

（a）実績・収納状況（件、千円）

年 度	貸 付 実 績		収 納 状 況					
	件数	金額	調定額	収入額	不納欠損	免除	収入未済	収納率
16	0	0	22,695,289	4,349,610	0	441,529	18,345,679	19.2%
17	0	0	22,320,101	3,025,777	0	446,006	19,294,324	13.6%
18	0	0	19,389,930	1,332,988	0	650,085	18,056,942	6.9%

（参考） 阪神淡路大震災貸付総額 77,692 百万円、湊川水害貸付総額 8 百万円

（b）債権の管理状況

阪神・淡路大震災に係る貸付金については、猶予を行っているものを除いて、平成 18 年 4 月で 10 年が経過し、定期償還が終了した。現在残っているほとんどが滞納分である。収納率が下がっているが、その主な理由は、現年度調定額が減少し、滞納繰越分調定額の比率が大きくなったためである。

滞納者に対しては、電話催告や戸別訪問等の対策を実施し、一括償還や滞納分割償還、償還困難な世帯には可能な金額での少額償還等を行っている。これらによっても償還に応じない場合には、民事訴訟法上の支払督促や強制執行等の法的措置を段階的に実施している。

借受人が生活保護世帯となった場合には償還を猶予している。

借受人が死亡や破産、行方不明の場合には、相続人や保証人に対し請求を行っているが、本人が死亡し、かつ相続人がない場合や相続人、保証人に償還する資力が無い場合に、法令等に基づいて免除を行っている。平成 18 年 1 月の改正で、破産

等申請者がいない場合の職権免除の導入等、償還免除運用の改善が図られている。

(イ) 要保護者緊急援護資金貸付（昭和 43 年度～）

生活保護法による被保護者及び保護の申請を行い保護が適用される見込のある要保護者に対し、直ちに生活資金を必要とする場合に貸付を行う。償還期間 10 ヶ月以内の生活資金や直近の保護費支給日までの立替資金がある。神戸市社会福祉協議会に貸付原資を交付し、事務を委託している。

(a) 実績・収納状況（件、千円）

年 度	貸 付 実 績		収 納 状 況					
	件数	金額	調定額	収入額	不納欠損	免除	収入未済	収納率
16	12,177	225,725	—	226,959	0	0	—	—
17	11,754	219,458	—	219,591	0	0	—	—
18	11,759	212,378	—	214,669	0	0	—	—

(b) 債権の管理状況

貸付状況については毎月、神戸市社会福祉協議会より報告書を提出させているが、報告書には未償還額の記載はあるものの未調定と納期未到来分の区分はされていない。そのため、収入未済がどの程度発生しているのか、年度を超える滞納はどれだけあるのか等について全体の把握ができていない。

償還については、保護課担当員の協力を得て、貸付申請書にある期限までに償還するよう指導を行っており、滞納分についても定期的に督促事務を行っている。

(ウ) 母子寡婦福祉資金貸付（昭和 28 年度～ ）

母子及び寡婦福祉法等に基づき、配偶者のない女子の経済的自立の助成と生活意欲の助長、扶養している児童・子の福祉の増進に資するため、生活資金、事業資金、修学資金等の貸付を行う。修学資金、就学支度資金、修業資金については、連帯保証人とは別に児童・子が連帯借受人となり、償還義務を負う。貸付原資の 2/3 は国からの貸付金である。貸付業務及び償還業務ともに区役所・支所で行っているが、貸付決定及び継続資金の交付については本庁が行っている。

(a) 実績・収納状況（件、千円）

年 度	貸 付 実 績		収 納 状 況					
	件数	金額	調定額	収入額	不納欠損	免除	収入未済	収納率
16	333	146,101	485,061	159,778	0	0	325,283	32.9%
17	258	126,465	502,709	166,995	0	0	335,714	33.2%
18	243	108,159	505,922	164,946	0	0	340,976	32.6%

(b) 債権の管理状況

償還開始前に口座振替の勧奨を行う。定期償還時に未納が発生すれば、翌月に督

促状を送付する。滞納が4ヶ月以上になると、催告状の送付や保証人への連絡を行い、状況に応じて電話勧奨や徴収嘱託員による訪問等の収納対策を実施する。同時に滞納調査票や償還計画書を送付し、その提出を求める等債権保全にも努めている。

また、貸付時に修学資金等では、親子（借受人、連帯借受人）同席で面接を行い、子供も償還義務を負うことを説明する等、貸付段階での償還意識の徹底を図っている。

借受人が死亡、破産免責、行方不明等で請求できない場合には、連帯保証人、連帯借受人あてに償還を求めている。

(エ) 父子家庭児童福祉資金貸付（昭和49年度～）

父子家庭の児童に対し、修学、修業、就学支度、就職支度の資金の貸付を行う。母子寡婦福祉資金貸付と異なり、本制度は法令等に基づかない市単独の制度である。母子寡婦福祉資金貸付では、親が借受人となるが、本制度では子が借受人になり、父親が連帯債務を負う。事務については、母子寡婦福祉資金と一体で行われている。

(a) 実績・収納状況（件、千円）

年 度	貸 付 実 績		収 納 状 況					
	件数	金額	調定額	収入額	不納欠損	免除	収入未済	収納率
16	11	4,354	23,993	6,111	0	0	17,882	25.5%
17	12	4,025	24,930	5,531	0	0	19,399	22.2%
18	9	2,813	26,335	5,422	0	0	20,913	20.6%

(b) 債権の管理状況

債権の管理状況は母子寡婦福祉資金と同じ。

(オ) 養護施設児童自立促進資金貸付（昭和60年度～）

児童養護施設入所児童の自立の促進を図るため、就職が決定（内定）しており、親族その他の者から資金を得られない児童に対し、免許取得、住宅借上等の就職に必要な資金の貸付を行う。平成14年度に貸し付けた以降、新規貸付は行っていない。

(a) 実績・収納状況（件、千円）

年 度	貸 付 実 績		収 納 状 況					
	件数	金額	調定額	収入額	不納欠損	免除	収入未済	収納率
16	0	0	661	246	0	0	415	37.2%
17	0	0	940	398	0	0	542	42.3%
18	0	0	806	114	0	0	692	14.1%

(b) 債権の管理状況

就職後6ヶ月の据置期間があるため、償還時には借受人は施設を退所しているが、償還についても施設を介して行っている。定期償還分は納期ごとに請求書、納付書

を施設あてに送付し、施設から借受人に渡している。施設長が連帯保証人となることになっているため、未納があれば借受人に対する納付指導を施設長に依頼している。滞納分については、年 1 回借受人及び施設長宛に督促状を送付している。

(カ) 看護学生修学資金貸与（昭和 39 年度～）

神戸市立の医療機関において、看護職員の充実を図るため、将来病院等に勤務しようとする者に対して修学資金を貸与する。平成 16 年度から新規貸付を休止したが、経過措置により在学中の者については貸付を継続するため、平成 19 年度まで貸付を行っている。

(a) 実績・収納状況（件、千円）

年 度	貸 付 実 績		収 納 状 況					
	件数	金額	調定額	収入額	不納欠損	免除	収入未済	収納率
16	107	30,528	—	37,624	0	26,208	—	—
17	43	12,000	—	39,467	0	20,160	—	—
18	22	5,976	—	34,275	0	18,304	—	—

(b) 債権の管理状況

定期償還分については 3 月、9 月に請求書及び納付書を送付している。滞納分については年 1 回督促状を送付している。連帯保証人に対する請求は行っていない。

卒業後 1 年以内に神戸市立の医療機関に就職し、貸与した年数と同期間を看護職員として従事した場合には償還は免除される。また、従事した期間が貸与した年数未満の場合にも従事した月数に応じて償還金の一部が免除される。

病院での従事期間や卒業後、大学院等に進学した期間については、償還を猶予することができる。

(キ) 水洗化貸付（昭和 33 年度～）

汲み取り便所から水洗便所への改築工事、し尿浄化槽を廃止し公共下水道への切替工事及び排水設備の改築・修繕を行う者に対して工事費用の貸付を行い、水洗化を促進する。平成 14 年度から都市整備公社に貸付金回収業務を委託している。

(a) 実績・収納状況（件、千円）

年 度	貸 付 実 績		収 納 状 況					
	件数	金額	調定額	収入額	不納欠損	免除	収入未済	収納率
16	71	21,913	125,657	29,532	0	0	96,125	23.5%
17	53	16,411	120,871	24,946	0	0	95,925	20.6%
18	71	21,898	117,150	21,192	0	0	95,958	18.1%

(b) 債権の管理状況

償還方法については口座振替のみである。企業会計で出納整理期間がなく、3 月

請求分は 4 月収入となり、年度末時点では未収金となる。

口座から引き落としされなかった場合には、再引き落としは行わず、未納分として都市整備公社に貸付金回収業務を委託している。同公社では督促、催告、徴収員の訪問、行方不明者の居所追跡等の業務を行っている。

(ク) 消費者訴訟資金貸付（昭和 49 年度～ ）

消費生活上の被害を受けた消費者が事業者に対して提起する訴え又は提起された訴えで一定の条件を満たす場合に、消費者に対し訴訟費用の貸付を行う。消費者訴訟資金貸付基金を財源としているが、平成 18 年度末時点で貸付実績はない。

(ケ) 水洗化訴訟等費用貸付（昭和 33 年度～ ）

水洗化に係る紛争を解決するため訴訟等を利用した者に対し、訴訟費用の貸付を行う。昭和 56 年度、平成 3 年度に利用実績があった以降、貸付は行われていない。

(コ) 同和更生資金貸付（昭和 43 年度～昭和 61 年度）

神戸市内の同和地区に引き続き 1 年以上居住し、所得が一定額以内である者に対し、生活を改善するために修学、就業、事業、移転費用等の必要な資金の貸付を行った。昭和 61 年度に廃止した。

(a) 実績・収納状況（件、千円）

年 度	貸 付 実 績		収 納 状 況					
	件数	金額	調定額	収入額	不納欠損	免除	収入未済	収納率
16	—	—	239,109	886	7,119	0	231,104	0.4%
17	—	—	231,105	536	6,018	0	224,551	0.2%
18	—	—	224,551	730	6,064	0	217,757	0.3%

(b) 債権の管理状況

貸付事業は終了し、現在は債権回収のみを行っている（最終の新規調定は平成 2 年度）。滞納債務者に対しては、死亡、居所不明などの場合を除き、年 1 回催告文書と 3 ヶ月分の納付書を送付している。現在は連帯保証人に対する請求は行っていない。

消滅時効（10 年）が完成し、時効の援用の見込があるものについては、債権のみなし消滅（国の債権管理事務取扱規則）の考え方により不納欠損処分を行っている。

本制度において、時効の援用の見込とは、借受人の死亡後 10 年が経過している場合や破産免責の場合を想定しているが、具体的なみなし消滅の対象範囲は当該年度ごとに決定している。

(サ) 身体障害者更生資金貸付（昭和 34 年度～平成 11 年度）

市内に居住する身体障害者又は身体障害者が属する世帯の主たる生計者に対し、身

体障害者の更生に必要な生業，就職支援，技能習得，奨学資金の貸付を行った。平成 11 年度に廃止した。

(a) 実績・収納状況（件，千円）

年 度	貸 付 実 績		収 納 状 況					
	件数	金額	調定額	収入額	不納欠損	免除	収入未済	収納率
16	—	—	185,304	6,181	0	0	179,123	3.3%
17	—	—	185,692	4,435	0	0	181,257	2.4%
18	—	—	185,182	3,650	0	0	181,532	2.0%

(b) 債権の管理状況

現在のシステムでは個々の債権の内容を画面で見ることができず，全市の集計も行えない。また，紙台帳も作成していないため，債権管理ができておらず，借受人や貸付額，滞納額等も即時に分からない状況である。そのため，定期償還分については，毎月納付書を送付しているが，それ以外については，催告や納付書の送付も行われていないなど収納対策もなされていない。

システムの旧式化に加え制度の廃止による人員・予算の削減などの厳しい要因もあるが，適正な債権管理とは言えない現状である。督促も行っておらず，将来，借受人に請求することも困難になってしまう恐れもあり，早急に適正な管理ができるよう改める必要がある。

(シ) 母子家庭小口援護資金貸付（昭和 53 年度～平成 14 年度）

母子家庭に対し，日常生活を維持していくうえで，緊急の出費に必要な資金の貸付を行った。神戸市社会福祉協議会へ事務を委託していたが，平成 14 年度末に制度を廃止し，それとともに，当初貸付金 800 万円が現金と債権として市に返還された。

(a) 実績・収納状況（件，千円）

年 度	貸 付 実 績		収 納 状 況					
	件数	金額	調定額	収入額	不納欠損	免除	収入未済	収納率
16	—	—	5,376	296	0	0	5,080	5.5%
17	—	—	5,080	303	0	0	4,777	6.0%
18	—	—	4,777	416	0	0	4,361	8.7%

(b) 債権の管理状況

14 年度の制度廃止に伴い引き継いだ貸付債権 586 万円の償還事務を行っている。債権は全て滞納分である。償還業務は区役所・支所で行っており，年に一度催告状を送付している。償還可能な分についてはほぼ償還済みであり，現在残っている債権については，居所不明，死亡等により請求できないものが多い。

もともと，緊急の出費に対応するための貸付制度で，住民票等の添付書類も連帯保証人も必要とせず，申請書のみで貸付を行っていたものである。そのため，居所

不明になった場合、償還事務は困難になっている。

(ス) 保母修学資金貸与（昭和 38 年度～昭和 58 年度）

市内の児童福祉施設等において保母の充実に資するため、保母養成所に在学する者で将来市内の施設等において児童の保護に直接従事しようとする者に対し、修学資金の貸付を行った。昭和 58 年度末で廃止した。

(a) 実績・収納状況（件、千円）

年 度	貸 付 実 績		収 納 状 況					
	件数	金額	調定額	収入額	不納欠損	免除	収入未済	収納率
16	—	—	491	0	0	0	491	0.0%
17	—	—	491	0	0	0	491	0.0%
18	—	—	491	0	0	0	491	0.0%

(b) 債権の管理状況

残債の全てが滞納分であるが、請求は行われていない。平成元年度に借受人と交渉した内容の分かる資料は存在したが、それ以降の交渉経緯について資料は残っていなかった。申請書や借用書の保管されていない事例もあった。平成 2 年度を最後に償還は行われていない。

養成所を卒業後 1 年以内に市内の施設等に保母として 3 年間引き続き従事した場合には償還を免除するものとされている。

(セ) 医師等住宅資金貸付（平成 3 年度～平成 15 年度）

神戸市職員共済組合の住宅資金貸付が利用できなかった中央市民病院及び西市民病院の医師及び教員の住宅を確保するための住宅資金の貸付を行った。平成 15 年度末に廃止した。

(a) 実績・収納状況（件、千円）

年 度	貸 付 実 績		収 納 状 況					
	件数	金額	調定額	収入額	不納欠損	免除	収入未済	収納率
16	—	—	1,982	1,982	0	0	0	100%
17	—	—	1,671	1,671	0	0	0	100%
18	—	—	3,872	3,872	0	0	0	100%

(b) 債権の管理状況

償還は賞与、給与から引き落とししており、滞納債権はない。平成 24 年度までの償還が予定されている。

(ソ) 住宅新築資金等貸付（昭和 41 年度～平成 11 年度）

同和対策事業対象地域の居住環境及び住宅事情の整備改善を図るため、住宅の新築、

購入若しくは改修又は住宅の用に供する土地若しくは借地権の取得について必要な資金の貸付を行った。財源の 1/4 は国庫補助金, 3/4 は財政投融资である。平成 11 年度に廃止した。

(a) 実績・収納状況 (件, 千円)

年 度	貸 付 実 績		収 納 状 況					
	件数	金額	調定額	収入額	不納欠損	免除	収入未済	収納率
16	—	—	808,650	230,475	29,694	0	548,481	28.5%
17	—	—	770,476	236,482	19,067	0	514,927	30.7%
18	—	—	659,629	154,747	6,360	0	498,522	23.5%

(b) 債権の管理状況

滞納対策として、督促状の送付や徴収員の戸別訪問による集金・調査・交渉の実施、連帯保証人への請求等を行っている。それでも納付しない場合には、差し押さえや訴訟等の法的措置を実施している。

財政投融资部分については、市が償還義務を負っているが、本人、連帯保証人、相続人が死亡や破産免責で回収不能であり、国が認める場合には補助金で補てんされる。そのため、補助を受けた場合には、不納欠損処理を行っている。また、時効の援用により不納欠損処理を行う場合もある。

(タ) 神戸市奨学金 (昭和 30 年度～昭和 59 年度)

高等学校等に在学し、経済的理由により修学が困難な者に対して、学資の貸与を行った。当初は貸付だけであったが、昭和 50 年度から給付も加わった。昭和 59 年度以降、新規貸付を行っていない。

(a) 実績・収納状況 (件, 千円)

年 度	貸 付 実 績		収 納 状 況					
	件数	金額	調定額	収入額	不納欠損	免除	収入未済	収納率
16	0	0	9,216	147	0	0	9,069	1.6%
17	0	0	9,188	260	0	0	8,928	2.8%
18	0	0	8,981	206	0	0	8,775	2.3%

(b) 債権の管理状況

定期償還分については納期ごとに請求書及び納付書を送付している。滞納分については年 1 回催告を行っているが、それ以上の対策は行っていない。

大学等に在学中や持病やその他正当な理由により返還が困難になった場合等には償還を猶予することができる。

また、「死亡又は失そう宣告を受けたとき」「卒業時又は卒業後に生活保護世帯若しくはこれに準ずる世帯の子弟になったとき又は心身に障害を生じたとき」に償還金の免除を行うことができるとされている。

(チ) 地域改善対策奨学金（昭和 57 年度～平成 13 年度）

旧地域改善対策特別措置法に規定する対象地域に居住する同和関係者の子弟で、高等学校、大学等に進学する能力を持ちながら、経済的な理由により修学が困難な者に対して、学資の貸与を行った。平成 13 年度に制度を廃止しているが、経過措置として、13 年度現在で奨学金の貸与を受けている者については卒業（平成 16 年度）まで貸付を行っている。

(a) 実績・収納状況（件、千円）

年 度	貸 付 実 績		収 納 状 況					
	件数	金額	調定額	収入額	不納欠損	免除	収入未済	収納率
16	11	8,292	486,902	52,933	0	34,889	433,969	10.9%
17	—	—	500,365	56,113	0	44,583	444,252	11.2%
18	—	—	586,702	56,367	0	25,651	530,335	9.6%

(b) 債権の管理状況

定期償還分については納期ごとに請求書及び納付書を送付し、その未納分については、約 2 ヶ月後に督促を行っている。滞納分については、年度末に滞納者全員に対し督促を行っている。保証人に対する請求は行われていないが、保護者が保証人となる場合が多く、保護者に対しては請求を行っている。

在学中又は災害、持病等やむを得ない理由により返還期日に返還することが困難な場合には償還を猶予することができる。

「死亡、精神又は身体に著しい障害を受けたとき等やむを得ない理由がある」場合には返還未済額の全額又は一部を免除することができる。また、「生活保護あるいは生活保護に準じる世帯」、「市町村民税所得割非課税」の場合には、5 年ごとに所得状況等の審査を行い、その都度、貸付総額の 1/4（償還年数 20 年で、5 年ごとに見直しするため）を限度に免除することができる。

(ツ) 療養資金貸付（昭和 49 年度～平成 8 年度）

付添看護料の負担が大きかった時代に、付添看護料等療養費の負担に困窮している世帯に対し、療養費の貸付を行った。平成 6 年度の健康保険法改正により 7 年度末までに付添看護料が廃止されたため、本制度も平成 8 年度末に廃止した。

(a) 実績・収納状況（件、千円）

年 度	貸 付 実 績		収 納 状 況					
	件数	金額	調定額	収入額	不納欠損	免除	収入未済	収納率
16	—	—	21,469	77	868	0	20,524	0.4%
17	—	—	20,524	4	783	0	19,737	0.0%
18	—	—	19,736	0	0	0	19,736	0.0%

(b) 債権の管理状況

残債権は全て滞納分である。年 1 回催告状を送付し、本人から時効の援用があった場合に、不納欠損処理を行っている。ただし 18 年度は催告状を送付しておらず、不納欠損処理も行っていない。

(テ) 介護福祉士奨学金貸与（平成 4 年度～平成 11 年度）

介護福祉士の養成及び確保に資するため、介護福祉士の養成施設に在学する者で、卒業後神戸市内の社会福祉施設等で介護業務に従事しようとする意思を有する者に対し、奨学金の貸与を行った。平成 11 年度に制度を廃止している。

(a) 実績・収納状況（件、千円）

年 度	貸 付 実 績		収 納 状 況					
	件数	金額	調定額	収入額	不納欠損	免除	収入未済	収納率
16	—	—	972	432	0	0	540	44.4%
17	—	—	540	0	0	0	540	0.0%
18	—	—	540	0	0	0	540	0.0%

(b) 債権の管理状況

滞納 1 件 54 万円、納期未到来（猶予により納期が延長されている等の理由のため）の債権 2 件 173 万円が残っている。

養成機関卒業後、1 年以内に神戸市内の社会福祉施設等に就職し、引き続き 3 年以上介護業務に従事した場合に返還を免除することができる。

(ト) 世帯更生資金貸付・(ナ) 住宅移転資金貸付

大規模災害（昭和 36 年、42 年の水害、昭和 56 年の脇浜海岸通火災）による家屋改修、応急生活等の資金として貸付を行った。書類も十分に残っておらず、借受人についても特定できない状況であり、債権管理はできていない。

(a) 実績・収納状況（件、千円）

世帯更生資金貸付

年 度	貸 付 実 績		収 納 状 況					
	件数	金額	調定額	収入額	不納欠損	免除	収入未済	収納率
16	—	—	1,131	0	0	0	1,131	0.0%
17	—	—	1,131	0	0	0	1,131	0.0%
18	—	—	1,131	0	0	0	1,131	0.0%

住宅移転資金貸付

年 度	貸 付 実 績		収 納 状 況					
	件数	金額	調定額	収入額	不納欠損	免除	収入未済	収納率
16	—	—	19,300	0	0	0	19,300	0.0%
17	—	—	19,300	0	0	0	19,300	0.0%
18	—	—	19,300	0	0	0	19,300	0.0%

② 制度融資

ア 制度融資の概要

制度融資は、市から金融機関に資金を預託し、金融機関が個人や企業に対して低金利で融資を行うものである。低所得者への支援といった傾向のある個人向け貸付とは異なり、制度融資は社会福祉施設の整備促進、環境保全、農業・畜産業・中小企業の振興等を目的とする企業・事業主向けのものが多く、政策目的の達成の手法という性格が強い傾向がある。

今回の監査対象となったのは、26 制度であるが、このうち、勤労者福祉資金貸付と交通事故被害者生活つなぎ資金貸付については、既に廃止されており、融資の未回収分を損失補償し、市の債権として残っているものである。

平成 18 年度当初時点で、本市において存続する制度融資は 24 制度で、このうち制度廃止のため新規融資を行っていないものは 2 制度（老人保健建設資金融資、インナーシティ高齢者特別賃貸住宅無利子融資）があるが、いずれも融資残高があるため、預託事務は継続されている。

第 9 表 制度融資 監査対象の内訳

		貸付制度数
今回の監査対象		26
	廃止（損失補償し債権が市に残っているもの）	2
	制度融資	24
	廃止（新規融資を行わない）	2
	存続（18 年度で廃止 1 含む）	22

イ 預託の状況

平成 18 年度の制度融資にかかる預託金額は 298 億 7,174 万円で、貸付金全体に占める割合は 44.0%である。

また、預託金額の償還額は 298 億 180 万円であり、償還金全体に占める割合は 40.6%である。基本的には預託は無利子で、1 年未満の短期貸付のため、預託金額と償還金額は同額になるが、無利子の口座がなく利息が発生する金融機関があることから一致しない場合がある。

局別の状況は第 10 表、償還状況は第 11 表のとおりである。

収入未済 7,160 万円は、障害者多数雇用事業所経営安定融資に係るものである。融資の対象となっているのは神戸カム（株）に対する短期の運転資金であるが、履行期日に神戸カム（株）より償還がなかったため、預託金が返還されなかったものである。

なお、神戸カム（株）は、負債を除く事業を民間企業に譲渡し障害者を含む従業員全員を引き継いで、平成 19 年 7 月 20 日に解散した。上記融資（元金残高 2 億 3,000 万円）については市が損失補償を行ったため、預託金は返還された。

第 10 表 平成 18 年度 局別制度融資の状況（千円）

局 名	制度数	預託金額		償還金額		18 年度 新規融資額	18 年度末 融資残高
市民参画推進局	2	(0)	0	(0)	0	3,500	17,026
保健福祉局	9	(5)	1,870,620	(4)	1,799,020	851,200	8,841,600
環境局	2	(2)	105,220	(2)	105,228	82,760	277,175
産業振興局	6	(6)	26,577,379	(6)	26,579,035	35,096,057	76,860,697
建設局	1	(0)	0	(0)	0	0	44,175
都市計画総局	2	(2)	1,318,525	(2)	1,318,525	6,600	4,766,827
消防局	1	(0)	0	(0)	0	0	
水道局	1	(0)	0	(0)	0	0	6,711
計	24	(15)	29,871,744	(14)	29,801,808	36,040,117	90,814,211

※1 預託金額、償還金額の（ ）は平成 18 年度に預託及び償還を行った貸付制度数

※2 勤労者福祉資金貸付及び交通事故被害者生活つなぎ資金貸付を除く

第 11 表 制度融資の償還状況（千円）

調定額	収入額	収入未済
29,873,408	29,801,808	71,600

預託金については、融資の原資の一部としての性格と融資利率（金融機関が個人又は企業に対して貸し付ける利率）と実行利率（金融機関が融資する場合の正規の利率）の金利差を埋めるための性格とがある。実行利率には長期プライムレートを基準にする場合が多く、そのため、長期プライムレートが融資利率よりも低い場合には、融資を行っていても預託を行わない場合がある。平成 18 年度については、24 制度のうち 15 制度が預託を行い、9 制度（このうち都市施設整備推進融資については年度当初融資残高もなく、新規融資も行っていない）が預託を行っていない。

預託金額の算定は、融資残高に預託割合を乗じて求めているが、融資残高の求め方及び預託割合については、各制度により算出方法が異なっている。例えば、融資残高については、月末残高の平均、一定の基準日時点の残高、当該年度の融資残高見込額

の平均等、基準が異なっており、預託割合についても市：金融機関が 1：2 あるいは 1：3 といったように当初から要綱で預託割合が定まっているものと長期プライムレートや融資利率等で毎年度計算するものがある。また年 1 回だけ預託するものや四半期毎に預託を行うもの、融資が発生した時に預託を行うもの等預託する時期が異なる場合もある。

ウ 融資の状況

市の制度融資に基づいて金融機関が行っている融資の状況は、平成 18 年度では新規に 2,819 件、360 億 4,011 万円である。年度末の融資残高は 908 億 1,421 万円に対し、市から支出した預託金額は 298 億 7,174 億円で、その比率はほぼ 3：1 となっており、市が貸付した預託金の約 3 倍の融資が行われている。

制度別に見ると、平成 18 年度に新規融資の無かったものは 13 制度あり、新規融資を行った 11 制度でも、一部を除いて融資実績は低調である。

第 12 表 平成 18 年度に新規に融資を行った制度融資（件、千円）

貸付制度	融資 件数	融資額	貸付制度	融資 件数	融資額
勤労者福祉共済（普通融資）	5	3,500	新エネ・省エネ機器導入資金	5	9,160
社会福祉施設用地取得資金	1	40,000	農業振興資金	1	15,000
社会福祉施設整備資金	8	579,600	肉牛経営資金	41	197,757
高齢者及び障害者居室等改修	1	1,600	中小企業融資	2,741	34,883,300
障害者多数雇用事業所経営安定	1	230,000	住宅融資	1	6,600
環境保全資金	14	73,600	合計	2,819	36,040,117

エ 損失補償の状況

融資額に回収不能が生じた場合に、金融機関等に対して損失補償を行う契約を締結していたものが 18 制度あり、損失補償額は平成 18 年度で 4 億 7 万円であった。これは市や兵庫県信用保証協会（以下「協会」という）が債務の保証をすることにより、金融機関のリスク回避を図り、市の政策に沿った融資が実行しやすくなる一方、金融機関による審査が緩くなり、回収不能債権を発生しやすくさせるという危険性もある。

損失補償のうち、市が直接金融機関に対し支払うものは 15 制度、協会が支払うものは 3 制度あった。ただし、協会が行った損失補償のうち 2～3 割については市が協会に対し再度損失補償を行うものである。

直接補償を行う場合、損失補償後も金融機関側に債権の保全及び回収義務あるいはその努力義務を定めたものが多かった。一方、協会が保証するものについては、損失補償後も協会が債権の管理、回収を行うよう定められている。

第 13 表 損失補償契約を締結している制度融資

貸付制度	補償方法	貸付制度	補償方法
勤労者福祉共済（普通融資）	直接	都市施設整備推進資金融資	協会※1
勤労者福祉共済（住宅融資）	直接	環境保全資金融資	協会※1
社会福祉施設用地取得資金融資	直接	仮設賃貸工場移転費融資	直接
社会福祉施設整備資金融資	直接	魚腸骨再資源化推進特別融資	直接
老人保健施設建設整備資金融資	直接	中小企業融資	協会※1
高齢者・障害者住宅改修	直接	仲卸業者経営近代化促進融資	直接
住宅改修資金	直接	既成宅地防災工事貸付金	直接
第 3 セクター方式による重度障害者多数雇用事業所助成	直接	住宅融資制度	直接※2
障害者多数雇用事業所経営安定化融資	直接	給水装置工事	直接

※1 協会（兵庫県信用保証協会）の弁済額の 2～3 割を市が協会に対し補償している。

※2 市の負担は元本の 1 割及び利子で元本の 9 割については、住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）が負担している。

直近 3 年間の損失補償状況は第 14 表のとおりである。4 億円前後で推移しており、平成 18 年度では損失補償額の年度末融資残高に対する割合は 0.4%となっている。主なものは中小企業融資であり、融資先の中小企業の経営破綻が主な原因である。社会福祉施設整備資金融資の 2,511 万円は、国の規制緩和により株式会社も保育所を運営することができるようになった結果、利用した民間保育所が不適切な会計処理等により閉所され、市が損失補償を行ったものである。

第 14 表 損失補償の状況（3 年間）（件、千円）

貸付制度	16 年度		17 年度		18 年度	
	件数	補償額	件数	補償額	件数	補償額
社会福祉施設整備資金融資	0	0	0	0	1	25,119
環境保全資金融資	0	0	1	163	0	0
仮設賃貸工場移転費融資	1	238	2	3,528	1	887
中小企業融資	395	379,238	337	393,468	271	373,222
住宅融資制度	7	2,114	7	1,763	5	844
給水装置工事	0	0	1	583	0	0
計	403	381,590	348	399,505	278	400,072

オ 制度融資別の概要

制度融資別の概要については以下のとおりである。

(ア) 勤労者福祉共済事業福利厚生資金融資（昭和 49 年度～ ）・(イ) 勤労者福祉共済事業福利厚生資金住宅融資（昭和 49 年度～ ）

中小企業に働く労働者の福利厚生を目的とする勤労者共済事業の一環として実施されている。医療・出産・冠婚葬祭等資金を対象とする普通貸付と住宅取得資金を対象とする住宅融資がある。

(ウ) 鉄道駅舎エレベーター整備資金融資（平成 6 年度～ ）

バリアフリー化を促進するため、鉄道事業者に対し、神戸市内鉄道駅舎のエレベーター等の整備資金を融資する。

(エ) 社会福祉施設用地取得資金融資（昭和 58 年度～ ）・(オ) 社会福祉施設整備資金融資（昭和 45 年度～ ）

社会福祉施設を整備及び整備のための土地を取得する法人に対し融資を行う。融資の申込みがあれば融資あっせん審査会において審査を行う。平成 18 年度に 2,511 万円の損失補償を行っている。

(カ) 老人保健施設建設整備資金融資（平成 3 年度～平成 11 年度）

医療法人や社会福祉法人等に対し、老人保健施設建設資金を融資する。平成 11 年度で廃止された。

(キ) 高齢者及び障害者居室等改修資金貸付（平成 8 年度～ ）

高齢者、障害者のための専用居室等の増改築（新築は除く）または改修に係る工事費について融資を行う。受付事務について、神戸在宅ケア研究所に委託している。

(ク) 住宅改修資金貸付（平成 6 年度～ ）

高齢者や障害者の身体状況にあった住宅への改修（新築や増改築は除く）工事費のうち、助成金と介護保険及び重度障害者日常生活用具給付等事業等からの支給対象額を除いた自己負担分について、融資を行う。申請受付及び融資決定に係る事務について神戸在宅ケア研究所に委託している。

(ケ) 第 3 セクター方式による重度障害者多数雇用事業所助成（昭和 60 年度～ ）

神戸カム（株）に対し設立時の土地の取得、施設の整備費等の資金として融資あっ旋を行った。

(コ) 障害者多数雇用事業所経営安定融資（平成元年度～ ）

神戸カム（株）に対し、経営安定及び障害者雇用継続支援として融資あっ旋を行った。預託金の償還は同社から銀行への融資額の返済が前提条件となっており、平成 18 年度は同社から銀行への返済が期限内に行われなかったため、預託金は償還されなかったが、

当該融資について市が損失補償を行い、預託金は平成 19 年度に償還された。

(サ) 都市施設整備推進資金融資（平成元年度～ ）

不特定多数の市民が利用する建築物について障害者、高齢者等の利用を考慮した整備を行う事業主に対し、整備資金の融資あっ旋を行う。最近の利用実績はなく、銀行の融資残高も 0 である。

(シ) 環境保全資金融資（昭和 55 年度～ ）

中小事業者の環境保全活動（公害防止施設の設置、低公害車の購入等）に対し、その資金の融資を行う。原則として協会の信用保証を受ける必要がある。

(ス) 新エネ・省エネ機器導入資金融資（平成 18 年度までは太陽光発電システム導入資金融資）（平成 12 年度～ ）

自ら居住する住宅の太陽光発電システム設置費用の融資を行う。平成 19 年度よりガスエンジン給湯器を含むなど対象機器と限度額を拡大し、制度名も改称した。

(セ) 仮設賃貸工場移転費融資（平成 11 年度～ ）

阪神・淡路大震災により被災し、被災企業用仮設賃貸工場に入居した者が新たな操業場所への移転に係る費用の融資を行う。直近 3 ヶ年では融資先中小企業の経営破綻等により、毎年 1～2 件の損失補償を行っている。

(ソ) 魚腸骨再資源化推進特別融資（平成 12 年度～ ）

市内の水産関係の卸売組合、小売組合などの流通業界が一体となって、魚腸骨の再資源化事業を推進しているが、民間施設に処理を委託していた平成 5～12 年度の 8 年間の手数料を一括して支払うことになったため、資金に余裕のなかった組合に対して融資を行った。

(タ) 農業振興資金融資（昭和 62 年度～ ）

農業の経営の近代化等を図ろうとする農業者に対し、必要な資金を融資する。平成 18 年度は収穫による代金入金までの間、生産組合の経営資金の融資を行っており、年度内で償還しているため、年度末の融資残高は 0 となっている。

(チ) 肉牛経営資金融資（昭和 60 年度～ ）

黒毛和牛の肥育素牛を購入し、飼育後売却するまでの間、その資金の融資を行う。

(ツ) 中小企業融資（昭和 23 年度～ ）

市内中小企業の振興を図るため、運転資金や設備整備資金等の融資を行う。原則として協会の信用保証を受ける必要がある。直近 3 ヶ年では毎年 4 億円弱の損失補償を行っ

ている。

(テ) 仲卸業者経営近代化促進融資（昭和 60 年度～ ）

昭和 60 年本場市場建設に併せ、合併や廃業業者からの営業財産の有償譲渡等による仲卸業者の経営強化を図るため、融資制度を創設した。平成 19 年 6 月で償還が終わり、融資残高は 0 となった。

(ト) 既成宅地防災工事貸付金（昭和 48 年度～ ）

神戸市から擁壁や水路の設置、改良を勧告又は改善命令を受けた既成宅地における防災工事に必要な資金の融資を行う。

(ナ) インナーシティ高齢者特別賃貸住宅無利子融資（昭和 63 年度～平成 7 年度）

民間が行うインナーシティ地域における高齢者向け優良賃貸住宅の建設費用の融資を行う。10 団地を整備し、家賃補助も行っている。平成 7 年度で廃止し、現在は既融資分の預託を行っている。

(ニ) 住宅融資（昭和 41 年度～平成 18 年度）

自らの居住用住宅の改良、阪神・淡路大震災による被災高齢者の住宅再建（高齢者向け不動産処分型特別融資）に対する融資を行う。平成 18 年度で廃止し、翌年度からは既融資分の預託を行う。直近 3 ヶ年では 5～7 件／年の損失補償を行っている。

(ヌ) スプリンクラー設備整備資金融資（平成 3 年度～ ）

スプリンクラー設備を設置しようとする病院に対し、その資金の融資を行う。18 年度で融資残高はなくなった。

(ネ) 給水装置工事費等融資（昭和 50 年度～ ）

未給水解消工事や簡易水道から市営水道への切替工事等にかかる費用について、市民に対して融資を行う。

＜未納分について損失補償を行い、市に債権として残っているもの＞

(ノ) 勤労者福祉資金貸付（昭和 43 年度～平成 6 年度）

市内に居住する勤労者又は市内に事業所をもつ小規模企業等に勤務する従業員に対し、臨時又は緊急に必要とする資金の融資を行った。

(ハ) 交通事故被害者生活つなぎ資金貸付（昭和 44 年度～昭和 58 年度）

交通事故により被害を受けた者又はその家族で損害賠償金等の受領が遅れているために、生活が困窮又はそのおそれがあると認められた者に対し、つなぎ資金の融資を行った。

③ 特定団体への貸付

ア 特定団体への貸付の概要

平成 18 年度に貸付を行ったものは 27 制度あり、貸付金額は 376 億 6,953 万円で貸付金全体に占める割合は 55.5%である。このうち、1 年以内に返還する短期貸付金は 22 制度、343 億 8,103 万円で、貸付金全体の 50.6%を占める。

償還を受けたものは 39 制度、415 億 3,968 万円で、償還金額全体に占める割合は 56.6%である。年度内に貸付も償還も行わず、年度末に債権残高があるものが 7 制度である。

局別の状況は第 15 表のとおりである。教育委員会事務局の 121 億 4,510 億円（学校施設整備資金）、産業振興局の 101 億 5,129 億円（神戸ワイン事業資金等）が大きく、年度末貸付金残高で見ると、みなと総局の 626 億 45 万円（特定用途港湾施設建設等）、企画調整局の 246 億 3,220 万円（神戸新交通建設・延伸・設備更新等）が大きくなっている。

収入未済で計上されている 1 億 4,776 万円は、もともと年金福祉事業団の厚生年金保険及び船員保険の被保険者住宅転貸資金融資を行う兵庫福祉生活協同組合に対する資金の貸付（勤労者持家促進資金）において、平成 9 年度に専務理事の横領を原因として破綻したため、未収金となったものである。

水道局の貸付残高 1 億 8,164 万円は(社)滋賀県造林公社への事業資金貸付である。同公社が大幅な債務超過のため平成 19 年 11 月に金融機関、滋賀県、琵琶湖・淀川下流 8 団体を相手に特定調停申立が行われており、債権放棄を求められる見込みである。

第 15 表 特定団体貸付 平成 18 年度貸付状況（千円）

	貸付数	貸付金額		償還額		収入未済	貸付金残高
企画調整局	3	(2)	686,000	(2)	576,965	0	24,632,200
市民参画推進局	5	(4)	2,380,000	(4)	2,410,537	147,769	147,769
国際文化観光局	5	(5)	3,529,200	(5)	3,552,125	0	0
保健福祉局	1	(1)	1,100,000	(1)	33,552	0	2,279,000
産業振興局	8	(5)	10,151,297	(8)	10,484,643	0	3,699,209
建設局	3	(2)	1,808,331	(2)	1,809,960	0	1,820,010
都市計画総局	8	(3)	3,469,846	(5)	3,327,693	0	3,965,741
みなと総局	10	(2)	1,102,500	(7)	5,712,619	0	62,600,455
消防局	2	(1)	1,097,250	(2)	1,154,500	0	650,000
水道局	2	(1)	200,000	(1)	200,190	0	181,644
交通局	1	(0)	0	(1)	131,800	0	160,000
教育委員会	1	(1)	12,145,106	(1)	12,145,106	0	0
計	49	(27)	37,669,530	(39)	41,539,689	147,769	100,136,028

※ 貸付金額、償還金額の（ ）は平成 18 年度に貸付及び償還を行った貸付制度数

貸付目的は、施設整備と事業資金に大別できる。施設整備は、外郭団体等が行う施設整備の資金を貸し付けるものであるが、その内容は外郭団体等が自主的に整備するもの（神戸新交通の建設・延伸・設備更新等）、外郭団体等が施設を先行整備し、市から分割支払等で償還するまでの期間貸し付けるもの（学校施設整備資金、国際展示場3号館建設資金等）、国等の制度を活用するもの（国際会館整備資金等）、広域的事業の神戸市負担分（関西国際空港2期用地造成資金等）などがある。事業資金には、外郭団体等の運営費として貸し付けるもの（シルバー人材センター貸付、フルーツ・フラワーパーク運営資金等）、外郭団体等が行う事業の原資として貸し付けるもの（神戸コンベンション開催準備資金貸付等）などがある。また、施設整備と事業資金の両面で貸し付けるもの（サン舞子マンション事業資金等）もある。その他に、埋立てに対する漁業賠償金を港全体の振興目的に使用するため、みのりの公社の基金に積み立て、市の漁業振興対策事業の財源として、必要に応じて返還させる漁業振興基金貸付がある。

貸付期間別の状況は第16表のとおりである。貸付期間が1年未満の短期貸付金は、会計上は4月に貸し付け、3月末に償還しているが、毎年継続して貸し付けており、実質的には貸付期間が1年以上の長期貸付と同様となっている。この中には、建設資金のつなぎ資金として貸し付け、償還が進むにつれて、年々貸付額が減少するもの、特定の事業の原資として貸し付けているもの、事業資金として毎年度貸し付けを行っているものがある。長期貸付金は、施設整備資金として貸し付け、償還計画に基づき、償還を行っていくものであるが、比較的規模の大きい施設整備に活用されるため、償還期間が長く、中には50年にわたるものもある。また、無利子・一括償還で貸付から償還までの間、事務がないものもある。

第16表 特定団体貸付 貸付期間別内訳（千円）

	貸付数	貸付金額	償還金額	貸付金残高
短期	22	34,381,030	34,536,846	147,769
長期	27	3,288,500	7,002,843	99,988,259
計	49	37,669,530	41,539,689	100,136,028

※ 短期貸付金残高 147,769 千円は兵庫福祉生活協同組合の破綻に伴う未収金

イ 貸付先団体の状況

貸付の件数は49制度あるが、貸付先団体は33団体あり、そのうち、外郭団体は22団体、それ以外は11団体である。外郭団体に対する貸付金額は367億8,003万円（特定団体への貸付金全体に対する割合97.6%）、償還金額は409億7,361万円（同98.6%）、貸付金残高は954億5,443万円（同95.3%）となっている。

第 17 表 貸付先団体の状況（千円）

	制度数	団体数	貸付金額	償還金額	貸付金残高
外郭団体	38	22	36,780,030	40,973,615	95,454,432
その他	11	11	889,500	566,074	4,681,596
計	49	33	37,669,530	41,539,689	100,136,028

貸付先を貸付金額の大きい順番に並べたものが第 18 表である。貸付金額は表中に掲げている全てが短期貸付金であり、年度末には全額償還されている。

もっとも貸付金額の大きいものは、神戸市都市整備公社が 204 億 2,847 万円で、その主な用途は、学校施設整備や中央卸売市場本場再整備、垂水消防署の建設等の施設整備と六甲有馬・まや、新神戸のロープウェー事業の運営資金等である。次はみのりの公社で、神戸ワイン事業運営資金等の貸付である。神戸市住宅供給公社には、都市計画道路湊町線の整備に伴う計画区域内従前居住者用の住宅建設資金等、神戸ワインにはフルーツ・フラワーパーク運営資金、神戸マリンホテルズには運営資金の貸付を行っている。

また、平成 18 年度末の貸付金残高の大きいものを順番に並べたものが第 19 表である。もっとも大きいものは、神戸港埠頭公社が 442 億 6,915 万円で、その用途はポートアイランドや六甲アイランドの港湾施設整備である。続く神戸新交通には、ポートライナー、六甲ライナーの建設、延伸、設備更新の資金を貸し付けたものである。海上アクセスには神戸と関西国際空港を結ぶ神戸マリンルート事業運営資金、神戸高速鉄道には北神急行の鉄道施設の購入資金、ニュータウン開発センターには新都市整備事業にかかる事業資金の貸付を行ったものである。

第 18 表 平成 18 年度 貸付金額の上位 5 社（千円）

	名 称	金 額
1	(財)神戸市都市整備公社	20,428,470
2	(財)みのりの公社	3,773,514
3	神戸市住宅供給公社	3,069,846
4	(株)神戸ワイン	3,000,000
5	神戸マリンホテルズ (株)	2,000,000

第 19 表 平成 18 年度末貸付残額の上位 5 社（千円）

	名 称	金 額
1	(財)神戸港埠頭公社	44,269,154
2	神戸新交通(株)	18,956,200
3	海上アクセス(株)	9,896,000
4	神戸高速鉄道(株)	5,000,000
5	(株)神戸ニュータウン開発センター	4,591,000

6 監査の結果

(1) 個人等への貸付

① 指摘事項

ア 徴収事務を適正に行うべきもの

貸付金について納期限が到来するときは、歳入を調定して納期限の 10 日前までに（神戸市会計規則第 28 条）納入の通知を行わなければならないが、納期限経過後に納入の通知を行っている事例が見受けられた。

適正な事務処理を行うべきである。（神戸市奨学金）

イ 債権管理を適正に行うべきもの

（ア）債務者が履行期限までに債務を履行しないときは、履行期限後 20 日以内に督促状を発して督促しなければならず、督促した後相当の期間を経過しても履行されないときは強制執行その他法令に定めた措置をとらなければならない（地方自治法施行令（以下、「自治令」という）第 171 条、債権の管理に関する条例（以下、「債権管理条例」という）第 2 条、第 7 条）が、下記のような改善を要する事例が見受けられた。

- ・法令に定められた督促を行っていないもの
- ・未納者に対し、督促等の必要な措置をとっていないもの
- ・郵便物が返戻となったものについて、転居先等を調査していないもの
- ・連帯保証人に対する請求を行っていないもの
- ・督促等の実施状況や交渉の経過を記録していないもの

適正な措置を講じることにより、債権の保全及び回収に努めるべきである。

（療養資金貸付・身体障害者更正資金貸付・看護学生修学資金貸与・
神戸市奨学金・地域改善対策奨学金）

（イ）昭和 58 年に制度廃止された貸付について、長期間にわたり請求等の措置をとっていない事例が見受けられた。

債務者の状況や回収可能性を確認し、法令に従った保全回収若しくは整理の措置をとるべきである。（保母修学資金貸与）

ウ 委託業務について適正に管理すべきもの

貸付及び償還の業務を第三者に委託している場合であっても、委託者は事業の主体として未納の状況について正確に把握し、必要な対策を講じるべきであるが、受託者からは未償還金の総額の報告を受けているだけであり、未納者の内訳や債権管理の状況について把握していない事例が見受けられた。

未納者に関する基本的な情報を把握し、未償還金に関する事務処理基準を作成して指導を行うなど、適正な債権管理に努めるべきである。（要保護者緊急援護資金）

エ 書類が保存されておらず、債権の内訳が不明なもの

- (ア) 昭和 30 年から 50 年代に貸付が行われたが、文書管理が不適切であったため、制度の概要が明らかでなく、債務者や債権額も特定できない事例が見受けられた。法令に従った適切な整理の方法を検討すべきである。

(世帯更正資金貸付・住宅移転資金貸付)

- (イ) 回収の見込がないものについて帳票類を破棄したため、債権の一部について内訳が不明となっている事例が見受けられた。

法令に従った適切な整理の方法を検討すべきである。(要保護者緊急援護資金)

② 個人等への貸付に関する意見

ア 債権管理に関する事務処理について

- (ア) 事務処理基準の制定について

貸付金債権が履行期限までに履行されない場合は、次のような手順をとることとされている。

- ・履行期限後 20 日以内に期限（督促状を発送した日から 10 日以内）を指定してこれを督促しなければならない。（自治令第 171 条，債権管理条例第 2 条）
- ・督促をした後，相当の期間を経過してもなお履行されないときは，徴収停止又は履行期限の延長の措置をとる場合その他特別の事情がある場合を除き，強制執行等の措置をとらなければならない。（自治令第 171 条の 2，債権管理条例第 7 条）

しかし，現状は督促状を送付した後は，年 1 回程度催告文書を送付するにとどまっている制度が多く，かつ，文書を送付しても何の反応もないままに何年も文書を送り続けるという極めて非効率的な状況が見受けられる。債権の適正な管理としては，文書以外にも電話や訪問等により債務者との接触に努め，履行を促しまたは債務承認書の提出や履行延期の特約など時効の中断措置を講じるとともに，相手方の資力や未納の理由，償還の可能性などを把握し，個別の状況に応じて訴訟手続へ移行するか，徴収停止や履行期限の延長を行うかどうかを判断し実行する必要がある。さらに，未納者に対する対応を検討し実行するためには，催告等の実施状況や交渉の経緯を記録し保存しておくことが不可欠である。また，郵便物が返戻されたものについては，所在地を調査し，保証人がある場合は保証人に対して債務の履行を求めなければならない。

実務上これらのことが適正に行われていない（①指摘事項参照）ことのひとつの要因として，債権管理に関しては，債権管理条例第 7 条で「督促をした後，相当の期間を経過してもなお履行されないときは，強制執行その他法令に定める措置をとらなければならない。」と規定しているに止まり，督促後強制執行に至るまでの間にどのような措置をとるべきかについての共通の認識がないことが挙げられる。

全市的な債権管理の適正化を図るため，債権管理の手続に関する統一的な事務処理基準の制定について検討されたい。

(イ) 法的措置の実施について

強制執行等の法的措置を実施しているのは、災害援護資金と住宅新築資金の2制度にとどまっている。個人に対する貸付についてはその対象者から考えて、債務者の財産が強制執行の費用に満たない場合も多いと思われるが、資力があるにもかかわらず弁済について誠意のない債務者については、市の歳入を確保し、また、債務者間の不公平や債務者のモラルの低下を招かないように法的な措置の実施を検討すべきである。

ただ、法的措置の実施には、専門的知識が必要であり、時間と費用も要することから、ノウハウの共有のためのマニュアルの作成や専任体制の構築などについても検討されたい。

イ 長期未納債権の整理について

現在未償還となっている貸付債権のうち、未納期間が長期化しているものがかなりの割合で存在すると予想される。(未納債権についての分析や集計が行われていないため具体的な金額は不明である。)

地方自治法第240条は、地方公共団体の債権について政令の定めるところにより免除することを認めており、個別の法令で免除規定を設けているものもある。また、債務の履行がないまま一定期間経過した場合には、消滅時効の適用がある。(ただし、時効の援用が必要と解されている。)さらに、議会の議決を得て、債権を放棄することも可能である。

しかし、平成16年度から18年度までの間では、免除は個別法令に根拠規定のある災害援護資金貸付と地域改善対策奨学金を除いて行われておらず、時効消滅による不納欠損を行っているのは、療養資金貸付、住宅新築資金貸付、既成宅地防災工事資金貸付のみである。また、議会の議決による債権放棄の事例はない。

履行されないまま長期間が経過した貸付金債権について、大部分の所管課では有効な方策を見出しえないまま催告文書の送付を継続しているが、一部の所管課では債権が消滅したものと解釈して不納欠損処理を行っており、また、催告等の措置を停止したまま時間が経過し、債権の存在が引き継がれておらず書類も適正に管理されていない事例も見受けられた。

免除の要件に該当せず、時効の援用も得られない債権について、一律に回収及び保全の措置を続けるべきとするのは、回収の現実的な可能性や債権管理に要するコストを考慮すると、必ずしも適切な方策とはいえないと思われる。

国の債権については、一定の場合に債権が消滅したものとみなして不納欠損として整理することが認められており(債権管理事務取扱規則第30条)、また、近年、長による債権の放棄について定めた条例が相次いで制定されている。

市の歳入を確保し、また、債務を履行している者との公平性を図り、モラルの低下を防止するためには債権の回収について厳とした措置をとるべきは当然であるが、そ

れでもなお回収されない債権を不納欠損として整理するための根拠規定の整備についても検討されたい。

(参考)

*** 債権管理事務取扱規則**

(債権が消滅したものとみなして整理する場合)

第 30 条 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権で債権管理簿に記載し、又は記録したもののについて、次の各号に掲げる事由が生じたときは、その事の経過を明らかにした書類を作成し、当該債権の全部又は一部が消滅したものとみなして整理するものとする。

- (1) 当該債権につき消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込があること。
- (2) 債務者である法人の清算が終了したこと（当該法人の債務につき弁済の責に任ずべき他の者があり、その者について第 1 号から第 4 号に掲げる理由がない場合を除く。）。
- (3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びにその他の優先して弁済を受ける債権及び国以外の者の権利の金額の合計額をこえないと見込まれること。
- (4) 破産法第 253 条第 1 項、会社更生法第 204 条第 1 項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたこと。
- (5) 当該債権の存在につき法律上の争がある場合において、法務大臣が勝訴の見込がないものと決定したこと。

*** 中野区の債権の管理に関する条例（平成 18 年 4 月 1 日施行）**

(債権の放棄)

第 5 条 区長は、区の債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該区の債権及びこれに係る既に発した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（合計額が 1,000,000 円以下のものに限る。）を放棄することができる。

- (1) 当該区の債権について消滅時効が完成し、かつ、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 債務者が特定できないため、又はその所在が明らかでないため、当該区の債権に係る債務の履行の意思を確認することができない場合。
 - イ 債務者が当該区の債権に係る債務を履行する意思がないと認められる場合
- (2) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びにその他の優先して弁済を受ける区の債権及び中野区以外の者の債権の金額の合計額を超えないと認められるとき。

*** 明石市私債権の管理に関する条例（平成 19 年 4 月 1 日施行）**

(放棄)

第 10 条 債権管理者は、市の私債権（金銭の給付を目的とする市の権利のうち、私法上の原因に基づいて発生する債権）（150 万円未満のものに限る。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該市の私債権及びこれに係る損害賠償請求権等を放棄することができる。

- (1) 当該市の私債権について消滅時効が完成したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。
- (2) 破産法第 253 条第 1 項、会社更生法第 204 条第 1 項その他の法令の規定により債務者が当該市の私債権につきその責任を免れたとき（当該市の私債権につき保証人がある場合等を除く。）。
- (3) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行の費用を超えないと見込めるとき。
- (4) 第 7 条第 1 項の規定により強制執行等の手続をとっても、なお完全に履行されない当該市の私債権について、強制執行等の手続が終了したときにおいて債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、資力の回復が困難であると認められるとき。

*** 浜松市債権管理条例（平成 19 年 12 月 14 日施行）**

（その他の債権の放棄）

第 12 条 市長は、その他の債権（市の債権のうち、市税及び公課以外のもの）について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 債務者が生活保護法の規定による保護を受け、又はこれに準じる状態にあり、資力の回復が困難で、当該債権について、履行の見込がないと認められるとき。
- (2) 破産法第 253 条第 1 項その他の法令の規定により、債務者が当該債権について、その責任を免れたとき
- (3) 当該債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき
- (4) 当該債権について、第 8 条ただし書きに規定する市長が特別の事情があると認める場合において、同条に規定する強制執行等の措置をとったとしても履行される見込がなく、かつ、債務者が無資力に近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込がないと認められるとき。
- (5) 第 8 条に規定する強制執行等又は第 9 条に規定する債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込がないと認められるとき。
- (6) 第 10 条に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込がないと認められるとき。

(2) 制度融資

① 指摘事項

ア 融資にかかる市の審査が不適切なもの

(ア) 借入申込人が所得要件を満たしているかを審査するにあたり、前々年の収入をもとに判断している事例が見受けられた。

直近の収入を確認できる書類の提出を求めるべきである。

(高齢者及び障害者居室等改修資金貸付)

(イ) 社会福祉施設の整備費用に係る制度融資において、不適切な会計処理等により施設が閉所され貸付金の返済が滞ったため、市が金融機関に対して損失補償を行った事例が見受けられた。

融資あっせん審査委員会の審査を経て融資のあっせんを行っているが、審査委員会では融資申込者の返済能力の判断について具体的な基準を設け実質的な審査を行うべきである。また、損失補償における市の負担のあり方も含めて融資決定における金融機関の審査の位置づけを検討すべきである。

(社会福祉施設整備資金融資)

イ 要綱に定める手続を怠っているもの

(ア) 要綱上、工事が完了し市長が確認調査を終了した後に金融機関に対して融資実行依頼を行うと定められているにもかかわらず、融資実行依頼以前に金融機関が融資を実行している事例が見受けられた。

要綱に従って融資を行うよう指導すべきである。

(新エネ・省エネ機器導入資金融資)

(イ) 要綱上、資金の使途の対象となる事業の完了後速やかに事業完了届を提出し確認を受けなければならないとされているにもかかわらず、監査日現在完了届が提出されていない事例が見受けられた。

要綱に従い適正に処理すべきである。

(環境保全融資)

ウ 損失補償により取得した借受人への債権について適正に管理すべきもの

損失補償により取得した貸付金債権について、長期間にわたり請求等の措置をとっていない事例が見受けられた。

債務者の状況や回収可能性を確認し、法令に従った保全ないしは整理の措置をとるべきである。

(勤労者福祉資金貸付・交通事故被害者つなぎ資金貸付)

② 制度融資に関する意見

ア 貸付の利用実績について

平成 19 年度において存続している 21 制度のうち、中小企業融資では年間 3,000 件程度、肉牛経営資金では年間 50 件程度の融資件数があるものの、これ以外では多いものでも年間 10 数件にとどまっている。対象者が比較的広汎にわたっている制度においても、平成 16 年度から平成 18 年度の 3 年間で貸付実績がないもの（勤労者福祉共済

（住宅融資）・都市施設整備推進資金融資）や年間 1, 2 件の利用にとどまるもの（高齢者及び障害者居室等改修資金・住宅改修資金）が見受けられる。

社会情勢の変化に伴い役割を終えたものはないか、対象者のニーズに応じた利用しやすい制度になっているか、制度の存在が十分に周知されているかなどについて不断に検討し、制度の有効性の向上に努められたい。

(3) 特定団体への貸付

① 指摘事項

ア 契約書等の書類が保存されていないもの

下記の貸付金について、契約書等の関係書類が保存されていなかった。適正な文書管理を行うべきである。

また、道路公社への貸付は、六甲北有料道路第2期の建設資金として貸し付け、料金徴収期間の最終年度に一括償還されるものである。償還の財源となる償還準備金*は貸主にとって重大な関心事であり、償還に支障がないよう、その積立状況について適宜把握に努められたい。

所管局	貸付先	貸付目的	貸付年次	金額(百万円)	貸付条件
建設局	神戸市道路公社	六甲北有料道路第2期建設資金	昭和59年	1,820	料金徴収期間の最終年度(平成39年)まで無利子
都市計画総局	兵庫県住宅供給公社	公社賃貸住宅建設資金	昭和30年	54	50年代物弁済

*償還準備金：毎事業年度の道路資産に係る収益合計額から費用合計額を控除した残額に相当する金額を償還準備金繰入額として損益計算書に計上し、その累積額を償還準備金として貸借対照表上に計上するもの。道路資産へ投下された借入金の返済財源にあてられる。

② 特定団体に対する貸付に関する意見

ア 償還の見通しが不透明な長期債権について

下記の貸付金については、貸付先団体が大幅な債務超過に陥っており、履行期限到来分について期限を延長している（海上アクセス㈱）ことや事業を休止している（神戸航空交通ターミナル㈱）ことからみても、償還の見通しが不透明である。

貸付先団体の経営状況の見通しや今後の事業のあり方に関する抜本的な検討を踏まえた償還見込みを明らかにし、債権の回収に努められたい。

所管局	貸付先	貸付目的	貸付年次・金額 (百万円)		貸付条件	財政状態(18年度) (百万円)	備考
みなと総局	海上アクセス㈱	海上アクセス事業資金	8年度	1,000	10年一括無利子	純利益 △377	8年度、9年度貸付分は10年間の償還期限延長
			9年度	1,500		未処分利益 △16,332	
			10年度	1,947		資産 996	
			11年度	1,865		負債 13,829	
			12年度	1,809		うち 神戸市分 9,896	
			13年度	1,775		開発管理事業団分	
			総額	9,896		3,439	
	神戸航空交通ターミナル㈱	K-CAT事業資金	10年度	402	10年一括無利子	純利益 △5	営業休止中
			11年度	321		未処分利益 △3,026	
			総額	723		資産 81 負債 727	

イ 短期貸付について

短期貸付は同一年度内に貸付及び償還が行われるものであり、各年度でみれば契約どおり償還されているが、年度末に収納し翌年度当初に支出することを繰り返していることから、実質的には長期貸付の性格を有しているといえる。資金繰りの厳しい団体では、小切手による支払を行い、翌年度の貸付金を小切手の決済資金にあてていることから、長期貸付としての性格は一層顕著である。

長期貸付であれば、元利金の償還により、貸付残高が減少していくが、このような短期貸付においては、貸付額を縮減することが実質的な償還と言える。

学校や庁舎等の建設資金貸付（別表 3 9・23・45・49 等）は、本来市が負担すべき資金であり、施設の買取代金や賃借料の支払額に応じて貸付金を縮減していく仕組みになっている。貸付先団体の事業用施設の整備資金（別表 3 16・33 等）の貸付では、貸付開始当初に次年度以降の貸付金額を定めているものと、利益の状況に応じて次年度の貸付額を決定しているものがある。

下記の貸付は、貸付先団体もしくは当該事業の経営状態が厳しいことから、経営支援として貸付をおこなっているものであり、対象団体の経営や当該事業の収支が安定すれば貸付は不要となり若しくは貸付額が縮減されるべきものである。

平成 16 年度から 18 年度までの間では、これらの貸付は、六甲有馬・まやロープウェー、まやケーブル事業貸付では、まやケーブル復旧工事費分について減価償却分として毎年 2,000 万円を減額しており、フルーツ・フラワーパーク運営事業資金では平成 17 年度に 2 億円、神戸ワイン事業資金では平成 18 年度に 1 億円減額している。

所管局	貸付先	貸付目的	開始年度	貸付金額(百万円)		貸付条件	財政状態〈百万円〉
市 民 参 画 推 進 局	神戸マリンホテルズ(株)	事業資金	平成 14 年	16 年度	1,800	短期プライムレート	純利益 △142
				17 年度	2,000		利益剰余金 △3,335
				18 年度	2,000		資産 302
国 際 文 化 観 光 局	都市整備公社	六甲有馬・まやロープウェー事業、まやケーブル事業資金	昭和 47 年 (ロープウェー) 平成 12 年 (ケーブル)	16 年度	2,040	無 利 子	観光レクリエーション施設関連事業費*
				17 年度	2,020		費用 1,068
				18 年度	2,000		収益 799
建 設 局	新神戸ロープウェー建設資金	新神戸ロープウェー建設資金	平成 3 年	16 年度	1,700	18 年度～ 無利子	*ロープウェー・ケーブル管理運営業務及び公園施設等管理運営業務
				17 年度	1,700		
				18 年度	1,700		
産 業 振 興 局	(株)神戸ワイン	フルーツ・フラワーパーク運営事業資金	平成 12 年	16 年度	3,200	20 億無利子 10 億 短期 プライム レ ー ト	純利益 △141
				17 年度	3,000		利益剰余金 △4,110
				18 年度	3,000		資産 674
	みのりの公社	神戸ワイン事業資金	平成 14 年	16 年度	3,800	短期プライムレート 利子補給	純利益 △20
				17 年度	3,800		利益剰余金 △1,223
				18 年度	3,700		資産 6,397
							負債 7,620

これらの事業においては厳しい経営状況が続いており、今後順調に貸付額の縮減がなされるかは見通しが困難な状況である。さらなる経営改善を推進し、貸付額の縮減に努められたい。

別表 1 個人等への貸付

(件, 千円)

所管名		貸付金名称	18年度 貸付額	18年度 償還額	18年度末 貸付残高	うち未調定 分	備 考
1	市民参画推進局 (基金)	消費者訴訟資金貸付	0	0	0	0	
2	保健福祉局	災害援護資金貸付	0	1,332,988	18,357,689	300,747	
3	保健福祉局	要保護者緊急援護資金 貸付	212,378	214,669	—	—	
4	保健福祉局	療養資金貸付	0	0	19,736	0	H8年度廃止
5	保健福祉局	介護福祉士奨学金貸与	0	0	2,268	1,728	H11年度廃止
6	保健福祉局 (基金)	同和更生資金貸付	0	730	217,757	0	S61年度廃止
7	保健福祉局	身体障害者更生資金貸 付	0	3,650	239,580	58,048	H11年度廃止
8	保健福祉局 (特別会計)	母子寡婦福祉資金貸付	108,159	164,946	1,596,835	1,255,859	
9	保健福祉局	父子家庭児童福祉資金 貸付	2,813	5,422	72,488	51,575	
10	保健福祉局	母子家庭小口援護資金 貸付	0	416	4,361	0	H14年度廃止
11	保健福祉局	養護施設児童自立促進 資金貸付	0	114	869	177	
12	保健福祉局	保母修学資金貸与	0	0	491	0	S58年度廃止
13	保健福祉局	世帯更生資金貸付	0	0	1,131	0	廃止
14	保健福祉局	住宅移転資金貸付	0	0	19,300	0	廃止
15	保健福祉局 (病院会計)	看護学生修学資金貸与	5,976	34,275	—	—	
16	保健福祉局 (病院会計)	医師等住宅資金貸付	0	3,872	2,448	2,448	H15年度廃止
17	建設局 (下水道事業基金)	水洗化貸付	21,898	21,192	125,323	29,364	
18	建設局 (下水道事業基金)	水洗化訴訟等費用貸付	0	0	0	0	
19	都市計画総局	住宅新築資金等貸付	0	154,747	1,127,062	628,540	H11年度廃止
20	教育委員会	神戸市奨学金	0	206	8,899	124	S59年度廃止
21	教育委員会	地域改善対策奨学金	0	56,367	2,057,393	1,527,058	H13年度廃止
合 計			351,224	1,993,594			

※ 「—」は未集計

別表2 制度融資

(件, 千円)

所管名	貸付金名称	18年度 預託金額	18年度 融 資	18年度 損失補償	18年度末 融資残高	備 考
1 市民参画推進局 (特別会計)	勤労者福祉共済事業福利厚生資金融資	0	(5) 3,500	(0) 0	4,946	
2 市民参画推進局 (特別会計)	勤労者福祉共済事業福利厚生資金住宅融資	0	(0) 0	(0) 0	12,080	
3 保健福祉局	鉄道駅舎エレベーター整備資金融資	30,200	(0) 0	(0) 0	104,040	
4 保健福祉局	社会福祉施設用地取得資金融資	542,000	(1) 40,000	(0) 0	3,845,778	
5 保健福祉局	社会福祉施設整備資金融資	1,222,300	(8) 579,600	(1) 25,119	3,956,272	
6 保健福祉局	老人保健施設建設整備資金融資	0	(0) 0	(0) 0	599,711	H11年度廃止
7 保健福祉局	高齢者及び障害者居室等改修資金貸付	0	(1) 1,600	(0) 0	32,557	
8 保健福祉局	住宅改修資金貸付	4,520	(0) 0	(0) 0	5,562	
9 保健福祉局	第3セクター方式による重度障害者多数雇用事業所助成	0	(0) 0	(0) 0	67,680	
10 保健福祉局	障害者多数雇用事業所経営安定融資	71,600	(1) 230,000	(0) 0	230,000	
11 保健福祉局	都市施設整備推進資金融資	0	(0) 0	(0) 0	0	
12 環境局	環境保全資金融資	101,200	(14) 73,600	(0) 0	219,941	
13 環境局	新エネ・省エネ機器導入資金融資	4,020	(5) 9,160	(0) 0	57,234	
14 産業振興局	仮設賃貸工場移転費融資	3,592	(0) 0	(1) 887	4,535	
15 産業振興局	魚腸骨再資源化推進特別融資	4,397	(0) 0	(0) 0	10,391	
16 産業振興局	農業振興資金融資	2,758	(1) 15,000	(0) 0	0	
17 産業振興局	肉牛経営資金融資	51,406	(41) 197,757	(0) 0	297,362	
18 産業振興局	中小企業融資	26,515,000	(2,741) 34,883,300	(271) 373,222	76,548,121	
19 産業振興局 (特別会計)	仲卸業者経営近代化促進融資	226	(0) 0	(0) 0	288	
20 建設局	既成宅地防災工事貸付金	0	(0) 0	(0) 0	44,175	
21 都市計画総局	インナーシティ高齢者特別賃貸住宅無利子融資(民間分)	1,317,625	(0) 0	(0) 0	1,295,549	H7年度廃止
22 都市計画総局	神戸市住宅融資	900	(1) 6,600	(5) 844	3,471,278	H18年度廃止
23 消防局	スプリンクラー設備整備資金融資	0	(0) 0	(0) 0	0	
24 水道局 (水道事業会計)	給水装置工事費等融資	0	(0) 0	(0) 0	6,711	
合 計		29,871,744	(2,819) 36,040,117	(278) 400,072	90,814,211	

※1 平成18年度融資及び損失補償は上段()内が件数, 下段が金額

※2 中小企業融資残高のうち, 信用保証協会の保証が不要な会社については12月末の残高を集計。

<未納分について損失補償を行い, 市に債権が残っているもの>

所管名	貸付金名称	18年度 償 還 額	18年度末 貸付残高	備 考
25 市民参画推進局	勤労者福祉資金貸付	0	10,105	H6年度廃止
26 市民参画推進局	交通事故被害者生活つなぎ資金貸付	0	454	S58年度廃止

別表3 特定団体への貸付

(千円)

所管局	貸付先	貸付目的	貸付期間	18年度貸付額	18年度償還額	18年度末貸付金残高
1 企画調整局	神戸新交通(株)	* 新交通(ポートライナー・六甲ライナー)建設・設備更新・延伸工事	長期	674,000	548,906	18,956,200
2 企画調整局	神戸高速鉄道(株)	* 北神急行鉄道施設の購入	長期	0	28,059	5,000,000
3 企画調整局	関西国際空港(株)	関西空港2期用地造成費用の神戸市負担分	長期	12,000	0	676,000
4 市民参画推進局	シルバー人材センター	* 事業資金	短期	150,000	150,015	0
5 市民参画推進局	神戸マリンホテルズ(株)	* 舞子ビラの管理運営を行う神戸マリンホテルズの運営資金	短期	2,000,000	2,030,075	0
6 市民参画推進局	近畿労働金庫	勤労者向け生活資金、住宅資金等の融資の原資	短期	200,000	200,000	0
7 市民参画推進局	兵庫福祉生活協同組合	勤労者持家促進貸付資金	短期	0	0	147,769
8 市民参画推進局	兵庫県生活共同組合連合会	生活協同組合貸付原資	短期	30,000	30,446	0
9 国際文化観光局	(財)神戸国際観光コンベンション協会	* 神戸国際展示場3号館建設資金	短期	1,000,000	1,015,212	0
10 国際文化観光局	(財)神戸国際観光コンベンション協会	* 神戸コンベンション開催準備資金貸付制度	短期	20,000	20,000	0
11 国際文化観光局	(財)神戸市都市整備公社	* 六甲有馬・まやロープウェー及びまやケーブル事業資金	短期	2,000,000	2,000,000	0
12 国際文化観光局	(財)神戸国際観光コンベンション協会	* 須磨海浜水族園アマゾン館整備資金	短期	507,000	514,713	0
13 国際文化観光局	(財)神戸国際協力交流センター	* 外国人留学生住宅敷金貸付制度運用資金	短期	2,200	2,200	0
14 保健福祉局	(財)こうべ市民福祉振興協会	* サン舞子マンション事業資金	長期	1,100,000	33,552	2,279,000
15 産業振興局	(株)神戸国際会館	国際会館整備資金	長期	0	96,784	635,942
16 産業振興局	(財)神戸市都市整備公社	* 神戸インキュベーションオフィス・神戸国際ビジネスセンター事業資金等	短期	1,970,000	1,970,000	0
17 産業振興局	(財)神戸市都市整備公社	* 仮設賃貸工場建設資金	長期	0	62,776	343,767
18 産業振興局	(財)神戸みのりの公社	* 神戸ワイン事業資金	短期	3,700,000	3,756,286	0
19 産業振興局	(株)神戸ワイン	* フルーツ・フラワーパーク運営資金	短期	3,000,000	3,015,212	0
20 産業振興局	(財)神戸みのりの公社	* 六甲山牧場園地整備資金	短期	73,514	74,632	0
21 産業振興局	(財)神戸みのりの公社	* 神戸市漁業振興基金貸付	長期	0	80,500	2,719,500
22 産業振興局 (特別会計)	(財)神戸市都市整備公社	* 中央卸売市場本場再整備に係る埋立資金	短期	1,407,783	1,428,453	0
23 建設局	(財)神戸市都市整備公社	* 西部建設事務所建設資金	短期	108,331	109,960	0
24 建設局	(財)神戸市都市整備公社	* 新神戸ロープウェー整備事業資金	短期	1,700,000	1,700,000	0
25 建設局	神戸市道路公社	* 六甲北有料道路2期事業資金	長期	0	0	1,820,010
26 都市計画総局	(株)神戸新聞会館	神戸新聞会館の整備	長期	400,000	12,911	737,089
27 都市計画総局	独立行政法人 日本道路保有・債務返還機構	阪神高速道路整備事業	長期	0	175,933	1,351,449
28 都市計画総局	(財)神戸市都市整備公社	* 雲井通5丁目市街地再開発(サンバル)資金	長期	0	69,003	1,200,000
29 都市計画総局	神戸市住宅供給公社	* 賃貸住宅建設資金融資	長期	0	0	403,000

	所管局	貸付先	貸付目的	貸付 期間	18 年 度 貸 付 額	18 年 度 償 還 額	18 年 度 末 貸付金残高
30	都市計画総局	兵庫県住宅供給公社	賃貸住宅建設資金融資	長期	0	0	54,203
31	都市計画総局	(財)神戸市都市整備公 社	* 保留床取得資金	長期	0	0	220,000
32	都市計画総局	神戸市住宅供給公社	* 従前居住者用賃貸住宅建設資 金	短期	1,657,362	1,657,362	0
33	都市計画総局	神戸市住宅供給公社	* 高齢者用賃貸住宅建設資金(イ ンナーシティ対策)	短期	1,412,484	1,412,484	0
34	みなと総局 (新都市整備事業会計)	(株)神戸ニュータウン開 発センター	* 事業資金	長期	0	217,244	4,591,000
35	みなと総局 (新都市整備事業会計)	(財)神戸市開発管理事 業団	* 事業資金	長期	0	17,500	1,000,000
36	みなと総局 (港湾事業会計)	神戸航空貨物ターミナ ル(株)	* 事業資金	長期	0	500,000	0
37	みなと総局 (港湾事業会計)	(株)神戸フェリーセン ター	* 事業資金	長期	0	57,720	403,981
38	みなと総局 (港湾事業会計)	海上アクセス(株)	* 事業資金	長期	0	0	9,896,000
39	みなと総局 (港湾事業会計)	神戸航空交通ターミナ ル(株)	* K-CAT事業資金	長期	0	0	723,000
40	みなと総局 (港湾事業会計)	(社)神戸港振興協会	* 海洋博物館建設・タワーサイト'ホテル 改修・ボートタワー改修資金	長期	0	107,821	1,469,820
41	みなと総局 (港湾事業会計)	(財)神戸港埠頭公社	* 特定用途港湾施設建設に係る 貸付	長期	855,000	4,087,339	40,427,498
42	みなと総局 (港湾事業会計)	(財)神戸港埠頭公社	* 港湾事業資金収益回収特別貸 付事業に係る貸付	長期	0	724,995	3,841,656
43	みなと総局 (港湾事業会計)	神戸メガコンテナターミ ナル(株)	特定国際コンテナ埠頭荷さばき 施設等整備事業	長期	247,500	0	247,500
44	消防局	神戸市民生活協同組 合	共済見舞金の原資	長期	0	50,000	650,000
45	消防局	(財)神戸市都市整備公 社	* 垂水消防署建設資金	短期	1,097,250	1,104,500	0
46	水道局 (水道事業会計)	(財)水道サービス公社	* 先行管布設事業資金	短期	200,000	200,190	0
47	水道局 (工業用水道事業会計)	(社)滋賀県造林公社	事業資金	長期	0	0	181,644
48	交通局 (高速鉄道事業会計)	交通振興(株)	* 事業資金	長期	0	131,800	160,000
49	教育委員会	(財)神戸市都市整備公 社	* 学校施設整備資金	短期	12,145,106	12,145,106	0
合 計					37,669,530	41,539,689	100,136,028

※1 貸付先に「*」があるのは外郭団体

※2 兵庫福祉生活協同組合に対する貸付金残高は収入未済。その後は未調定債権